

広島県中山間地域交通支援金（新型コロナウイルス関連対策）交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の拡大および外出自粛要請などによって、利用者が減少し、収益が悪化している公共交通事業者に対して令和3年度9月補正予算で計上された予算の範囲内において、離島振興法、山村振興法、半島振興法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法のいずれかにより指定等をされた広島県内の地域（以下、「中山間地域」という）の公共交通ネットワークを維持・確保するための支援として支援金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付対象）

第2条 道路運送法に定められた一般乗合旅客自動車運送事業を営む事業者のうち、本社所在地が広島県内の中山間地域にある事業者。

（交付額）

第3条 交付額は、一事業者当たり200万円（以内）とする。

（交付申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする事業者は、別記様式第1号による支援金交付申請書兼実績報告書、別紙1に、その他知事が必要と認める書類を添えて、1部を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請書等の提出期限は令和4年1月14日とする。

（交付の決定）

第5条 知事は第4条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、支援金の交付又は不交付の決定を行う。

2 前項の決定において、支援金を交付する場合にあっては、支援金交付決定通知書兼確定通知書（別記様式第2号の1）により、支援金を不交付とする場合にあっては、不交付決定通知書（別記様式第2号の2）により、知事は第4条の交付申請をした団体及び事業者（以下「申請者」という。）に対し通知する。

（申請の取下げ）

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、第5条の通知を受領した日から起算して14日以内とする。

（遂行状況報告）

第7条 規則第10条の規定により、知事の求めがあったときは、申請者は、事業遂行状況を知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第8条 事業の実績報告については、第4条の規定による支援交付申請書兼実績報告書によるものとする。

(額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容の審査を行い、報告内容が支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定する。

(支援金の交付)

第10条 支援金は、前条の規定により額を確定したときは、速やかに事業者に対し支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定を取消し、又は変更することができる。

- (1) 申請者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合
- (2) 申請者が、虚偽の申請などの不正や、その他知事が不相当と認める行為により支援金を受領したことが判明した場合
- (3) 申請者が、支援金の申請や交付に関することについて法令に違反した場合
- (4) その他知事が必要と認める場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する支援金が交付されているときは、期限を付して当該支援金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合であって、悪質と認めるときは返還の対象となる支援金と同額の違約金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項の支援金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

5 知事は前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、事業者の申請により、違約金又は延滞金の全部または一部を免除することがある。

(立入検査等)

第12条 知事は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告をさせ、又は指定する職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させる。

2 申請者は前項の立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

(支援金の経理書類の保管)

第13条 申請者は、支援金に係る経理について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を支援事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 申請者は、前項に規定する書類について、知事の求めがあったときは、速やかに知事に提出しなければならない。

(実施規定)

第14条 規則及びこの要綱に定めのない事項は、その都度知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月9日から施行する。